

熊本県入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	平成29年6月9日(金) 県庁本館5階審議会室	
出席委員氏名	秋野 裕子 (公財) 地方経済総合研究所 主任研究員) 井口 由美子 (熊本県行政書士会長) 大脇 成昭 (熊本大学法学部 准教授) 柿本 竜治 (熊本大学院自然科学研究科 教授) 渡辺 千賀恵 (東海大学 名誉教授)	
審議対象期間	平成29年1月1日 ~ 平成29年3月31日	
抽出案件	総件数 5件	(備考)
一般競争入札	0件	
条件付一般競争入札	2件	
指名競争入札	2件	
随意契約	1件	
談合情報	0件	
	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、それに対する回答	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申の内容	なし	なし

意見・質問	回答
<p>1 会議の公開・非公開（一部）の決定 ○熊本県入札監視委員会運営要領により「委員会 は公開・非公開を決定するものとする」とあり、 今回も議事の公開・非公開について、事務局から 提案がっている。</p> <p>「議事（3）抽出事案の審議のうち総合評価の判 定に係る審議部分と、「議事（4）委員間の意見 交換」を非公開とすることについて ○異議なし。</p> <p>○「「議事（3）抽出事案の審議のうち総合評価 の判定に係る審議部分と、「議事（4）委員間の 意見交換」については非公開と決定</p> <p>2 入札及び契約手続の運用状況の報告</p> <p>【H26～28年度第4四半期までの熊本県発 注工事の入札結果の推移（資料1）】 ○特になし（数値の確認・訂正のみ）</p> <p>【平成26～28年度の入札不調等の発生状況 について（資料2）】 ○入札件数と不調不落件数をみると、業界が受け 入れできる件数は、3,000件が限界ということ か。</p>	<p>（事務局の提案） ○委員会で行う審議のうち、公開できない部分に ついて事前に事務局で検討したので説明する。ま ず、「議事（3）抽出事案の指名理由及び経緯等 の審議」のうち「総合評価判定に使用している「総 合評価判定シート」については、「公にすること により当該法人等又は当該個人等の権利、競争上 の地位その他正当な利益を害するおそれ」に該当 するため、また、「議事（4）委員間の意見交換」 もついて、今後の意見書作成に向けて委員間の率 直な意見交換を行うものであり、審議会等の会議 の公開に関する指針第3公開の基準「公正又は円 滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成 できないと認められるとき」に該当し、非公開と 考えている。</p> <p>（報道関係者入室）</p> <p>（事務局）別添資料1～5を報告</p> <p>○前回委員から、阿蘇地域振興局は前年度同期と 比較して、件数・金額とも少ないのに不調不落が 多いのはなぜかという質問をいただいたが、資料 1は発注金額ではなく契約に至った件数なので、 不調不落と直接的に因果関係があるものではな い。</p> <p>○これから見るとそうだろう。</p>

意見・質問	回答
<p>○3,000件程度になると、一気に不調不落が発生するという事か。</p> <p>○県下全域でみると余裕があるところもある。ただし、遠いなどの理由から応札しないところが応札するためにはどうすべきか。今年、来年度の重要なポイントになりそうだ。</p> <p>【入札契約方式別発注契約工事一覧（資料3）】 ○特になし</p> <p>【指名停止等の運用状況一覧表（資料4）】 ○特になし</p> <p>【総合評価落札方式の改定（資料5）】 ○J S型の総合評価のやり方を変えたのはいつからか。</p> <p>○前年度震災等関連工事の受注件数を追加したが、前年度の期間はいつからか。</p> <p>○平常時と逆に、前年度の受注件数が多いところはプラスするという事か。</p> <p>○同種工事の施工実績のエリアは限定しているのか。</p> <p>○余裕のある業者が阿蘇まで来てくれない、抵抗要因は何か。</p>	<p>○県下全域でみるとそうなる。ただ、地域的にみると熊本、阿蘇、上益城地域に工事が集中しているので、遠くから来てくれないというのはある。県下全域押しなべてとは意味が違うかもしれない。</p> <p>○今年度の6月1日から。</p> <p>○2016年（H28）4月1日から2017（h29）年5月31日まで。</p> <p>○そのとおり。</p> <p>○限定していない。</p> <p>○一つは労働者の通勤や宿泊等の経費の問題がある。この分については、今回制度を見直し、通常諸経費でみている分より、上回った分は設計変更で経費を手当することで、出先機関に周知している。</p> <p>○これまで土木A2以下は管内でしか仕事をしていないので、地勢を知らないところで仕事することへの抵抗はあると思う。</p>
<p>3 抽出事案の指名理由及び経緯等の審議 【審議対象工事の抽出について（資料6）】 ○抽出担当大脇委員から説明</p>	

意見・質問	回答
<p>【審議対象工事（資料7）</p> <p>（1）藤崎台県営野球場28年地震災害復旧工事</p> <p>○随意契約としつつ3者から見積取って1者を選んでいるが、競争入札とどこが違うのか。</p> <p>○随意契約を選んだ一番大きな理由は何か。</p> <p>○工期内に完成できるのか、何者かに確認されたのか。</p> <p>○何者に声をかけたのか。</p> <p>○今回のやり方は、地震災害に対応するためのやり方であり、平常時に同じやり方をすると問題が出てくると思う。</p> <p>○工事の内容は特殊なものか。</p> <p>○おそらく今年度、来年度は同じような随意契約のケースは出てくると思う。</p> <p>○単独と3者随意契約の差はどこにある。</p> <p>○随意契約と3者による指名競争入札はどこが違うのか。</p> <p>（2）坂本人吉線やさしい道づくり（交安1種地方道）工事</p> <p>○指名競争の場合、エリアで区切って10者を指名すると思っていたが、普通の工事と違って、こういう分野に特に秀でた業者がいるような工事な</p>	<p>○競争入札の場合、通常10者を指名している。その部内のルールによらない場合なので、単独なら1者だが、単独でないので規定により3者から見積を取っている。</p> <p>○当該工事は本来Cランクを指名すべき工事であったが、建築一式工事が最も不調が続いていたため、状況を鑑みて通常の指名では不調になる可能性が高いという判断からランクに縛られない随意契約とした。</p> <p>○1者入札不可で不調になった入札に応札したやる気のある業者に声掛けをした。</p> <p>○5者程度。</p> <p>○特殊な工事ではない。</p> <p>○可能性としてはあると思う。</p> <p>○通常ルールだと指名競争、それが上手くいかない場合に今回のような3者随意契約、そのあとが単独随意契約となる。</p> <p>○3者随意契約の場合も、指名競争と同様に予定価格は公表している。</p> <p>○指名ではある程度の業者数が必要となる。</p> <p>○主に案内標識の施工業者や区画線施工業者などの交通安全施設業者が実施するのが通常。球磨管内だけでは、舗装の資格を持ちつつ交通安全施設</p>

意見・質問	回答
<p>のか。</p> <p>○「入札結果登録」の備考欄に内訳書未確認とあるが、落札者以外は確認しないのか。</p> <p>(3) 天明新川28年発生河川災害復旧(28号) 工事</p> <p>○10者のうち8者が辞退、応札した2者は予定価格と同額で入れている。</p> <p>○前提として予定価格を事前公表するのなら、このような事案はもっと発生してもいいような気がするが、他では一般的にあまり起こらないことなのか。</p> <p>○「入札指名業者調書」において、落札者の指名回数が3回、契約回数が4回となっているが、期間はいつか。</p> <p>5 次回の入札監視委員会について</p> <p>○次回の審議案件抽出当番は秋野委員。</p> <p>○開催日は、8月24日、29日、31日、9月1日、7日、8日のいずれかとする。</p>	<p>の実績がある業者に限られるという状況。</p> <p>○指名競争においては、落札候補者のみの内訳書を確認することとなっている。</p> <p>○地震の前にこのような事案が多発していたかという、知る限りではほとんどない。辞退や棄権が多発しているのは、需要と供給のバランスと、建設機械や作業員等の価格上昇が非常に激しいことから。少しでも安いとペイしないので、予定価格と同額で応札したと推測する。</p> <p>○指名回数はその年度の県央広域本部の指名回数であり、契約回数は全県下での契約回数となる。</p>